

昭和二十二年八月

Y L O 執 務 報 告 (第 三 號)

外 務 省 領 事 課 領 事 局

0131

RA'-0115

0071

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

- 一、第八軍兵隊司令官の異動
- 二、東京神奈川軍政地方司令官の異動
- 三、樺瀨地區工作隊（YEA）隊長の異動
- 四、山形次長の來濱
- 五、局員の轉出

0133

RA'-0115

0073

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一、海軍戦犯裁判

1) 日本人海軍士隊に対する報復については、既報（Y.L.O 執務報告第二
號参照）の如く、今年一月一日より海軍處に對し、支拂つてあるが、
最近その支拂方法、將に日本の發出に關聯して問題が生じた。

海軍局は一方第八軍在野部隊、東京神奈川、中部勞務課と他方中央
総務と折衝して來たが七月十六日石第八軍法務部米海軍局長「フイ
リツプス」少佐より海軍總局係官及び東京第一、第二並びに海軍各
海軍士會の代表者に對し、左の提示をなした。

- イ) 日本人海軍士隊對する報復の支拂はすべて米海軍國において行ふ
- ロ) 日本人海軍士は始めに第八軍海軍國に出席した日（遠距離の際は
居住地出發の日）より海軍期間、公判開始期を過ぎて當該「ケ
ス」に於て仕事をした日以後に對し報復をうける。此日を言む。
- ハ) 石實際に仕事をした日以後の計算は、各海軍士隊において記入の上、
米海軍國に提出する。
- ニ) 一日當りの報復率については、日本人海軍士の希望を修飾して決定
す。

ホ) 本方法は七月一日に適用して實施する。
右のうちロの實働日数の計算は比較的容易に有利である。(ニ)
日當り報復率については、最近物價騰貴に對し、海軍士側は、五〇
〇圓を希望してゐる。日米共海軍内部の折衝を必要とするであらう。

ホ) 實施の適及についても同様である。
1) 内山若太郎元海軍中將、太田原元海軍少將以下六名の合同裁判は七
月十八日檢事の起訴狀朗讀をもつて開始された。

昭和二十年三月十七日B二九條による神戸空襲の際我方に撃墜され
捕虜となつた米海軍の搭乗員「ネルソン」少尉及び「オグナス」軍
曹の名を當時第十五方面軍司令官たる、内山報告、同法務部長
小田原被告同法務部長武蔵被告等が七月十八日無差別爆撃の理由に依
り、軍法會議で死刑を宣告し、即日遂行した。事件である。
俘虜收容所におらざる所謂、海軍戦犯收容者に對する公判の舊矢
として、多木の關心が伸ばれて居り、判士長「ブライズ」大佐、
日本海軍士は竹澤氏以下五名で、内外の傍聴者も多數を上つた。

0134-1

RA'-0115

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0074

0134-2

No. 361 (2)

海軍士團側より起訴理由及び罪状項目の具体化及び、明確化につき、緊急動議が提出され、
 第二日（七月二十一日）被訴側より、在動議を撤回するためは時日を要するとの理由を以て休庭を要求。
 七月二十八日より再開、検事より罪状明細書を提出。次いで各容疑者擬罪を主張し、米海軍顧問「ミラ」博士は、本件各疑者の行為は國際法に違反せず、従つて本裁判に附すべからざるとの動議を提出したが却下され、軍側の証人訊問をもつて裁判は進行中である。

三 第八軍軍政部長の東北各縣歩外軍務會議出席

七月四日、日福島縣飯塚温泉において開催せられた、東北各縣歩外軍務會議に第八軍軍政部長の係官派遣方式江崎長と依頼されたが、軍政部では獨り於休日であつたにも拘らず、濱田保官「ガムミル」少佐、設管課連部部長「コーン」氏の二名を派遣することとなり、當軍務局長より河崎次長が同道し、自動車で福島縣へ出張した。同會議は飯塚より第九軍團將校数名、福島縣軍政「チエム」代表の出席あり、米側でも第八軍代表との間に事務上の連絡の目的を達し得て有る事となつた趣である。

三 第一騎兵師團長「チエース」訪問

七月二十三日、師團長は朝霞の第一騎兵師團司令部に出席、「チエース」師團長を往訪表敬し、何等同視ある際は協力を惜まざる旨を述べ、種々談話をした。従つて朝霞の兵舎及び、住宅の維持管理並びに成増の住宅の建設状況を視察した。

RA'-0115

0075

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

「地方自治の促進」並に「道徳風俗」を以て没收し、室中のもの」の報告及び
返金申請

七月二十三日、八重司官部宛書を以て陸軍部、経済部長「ワツツ

「不慮から」等語を添付し

(1) 既述の如く「インバウンド」された物賣戻して、現在尙未返

還の要、提出するものから、現物の上廻かに返金手続を執ることが

誤ましこと

(2) 既述の如く、存する石叻岸を第八重司官部宛報告すべきこと

(3) 石叻岸の返金を官該地方官部宛申請すべきこと。

を指令し、尙本件既第八重司官部各現地部隊にも通知済みの旨、同不慮

から言明がなつた。

既述の如く、官部から石叻岸の返金を中央官部、各地方官部及び
官部各官部下六隊（龍溪川、神尾、埼玉、山梨、長野、新潟）並びに
東京都へ傳遞して来た。

7 全国各地方官部の石叻岸に関する報告書を取締り、官部各官部から
八重司官部へ提出することとなつてゐる。

三 港開自由港開港委員会

8 最近海軍省工務課所、海軍工業俱樂部、海軍省委員会、海軍貿易協
會等の實業家を以て組織し、各官部（知事、市長、官部各局長、税
關長等）を委員とする、自由港開港委員会が設けられた。

その目的は、海軍省の委員は現狀のまま、取置かれれば仰々進歩せざるこ
とを憂慮し、同港の開港事業の一環として、同港を自由港とし、又は同港

港開自由港を設け、この利害得失を調査し、具体的な一策をま
とめ、これを以て政府側面を働きかけんとするにある。

既述の如く、同港開港委員会の委員には常任委員が加し、適當なる援助
費を拂ふつもりで居る。

0136

RA'-0115

0077

第三 設 營

一、酒濱土地建設接收對策委員會
酒濱貿易協會、酒濱市復興會、酒濱工業俱樂部及酒濱船工會該所の
四団体は、酒濱復興の對策を審議するため、土地建設接收對策委員會
を設けることとなり、委員會の所長は酒濱市知事、酒濱市長、船野
海濱酒濱市長、船東海濱市長、酒濱税關長その他酒濱在留主母外
人も加へ、委員、幹事約二十名を推薦し、七月初旬以來該回の委員
會を開催した。

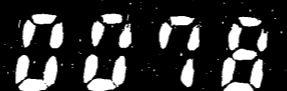
酒濱船野市長は、錦木局長が酒濱に推薦せられたが不裁見設置
課長、山口船野官も出席し、局長は七月二日開催の第一回委員會にお
て酒濱の復興に對し酒濱船野市長が酒濱の復興に於て従事努力し來つ
た趣意を説明し、將來ともその特殊の事情に於て米軍八軍の諒解
を求め、目的達成のため援助を與ふることを希望し、米軍八軍の諒解
を求め、不裁見設置より接收土地の建設に對する補償の點する政府の方針
並びに、實際の措置を説明した。

委員會は、酒濱に對しては、不裁見の設置であるが近くこれ
を取纏め、中央當局に對し上申書提出すべきことを申合せた。
(1) 酒濱市は米軍八軍の進駐に因り市内他の都市に比較して、多量の被
害を被せられ、その復興は進々として進捗せざる實情であるから
政府において特別の考慮を援助を與へられた。
(2) 接收地建設の費用は、地代、賃金統制令に據ることとなつてお
るが、その評價が過少であり、物價騰貴に伴はなから、これが是
正を望む。

(3) 接收中又は接收後の被害乃至、難民對する豫防措置。
(4) 接收後一定の期間は、引き金を借入を支給せられた。
(5) 酒濱土地建設費用貸付書は、進駐的であつて、被接收者の立場を無視
することなしのものとなつては、改正を望む。

二、進駐軍 居住宅の維持管理
酒濱市を管する各隊に在る進駐軍 居住宅の維持管理
は、聯合軍司令部より日本政府に對する一時的指書作誌にて實施
されてゐるが、酒濱市下各隊に於ては、本年三月より、左の區分によ
り第八軍司令部庶務部 (HEADQUARTERS COMMANDANT) と酒濱地區工務

0137



0138

等とておこなふこととなつた。
即ち前者は除雪、塵芥及び灰の運搬除去、雪の芝生及び庭の手入れ、浄化槽の掃除、下水「マンホール」、その他の手入れ維持、暴行に對する警察手配等を主とする。

後者即ち (YOKOHAMA AREA ENGINEER) は、道管上下水の維持、管線の掃除、高圧の梱包、線、「スクリーン」兩戸等の修理、集合汚房及び戸別汚房「ポンプ・スナーション」の修理、消防器材の維持並びに各種設備品の維持等を主とする。

石原若米實働より我方に對し YOKOHAMA AREA ENGINEER REPAIR AND UTILITIES ORGANIZATION No. 7 營業事務局及び神奈川縣廳維持管理事務課より夫々最終員を派遣すること、並びに左記の諸地區に管理事務所を設けしむべきことを指令した。

即ちA地區は、新橋公園「ニューグランドホテル」、「インペリアルハウス」、「ヘルムハウス」等の「アパートメント」の地區、横浜市西北方面の區收住宅。
B地區は、本牧一帯及び磯子方面。

C地區は、山手海岸一帯。
D地區は、座間、開成邊及び厚木。
E地區は、藤澤、茅ヶ崎。
F地區は、鎌倉。

よつて、神奈川縣廳内の機構としては、渉外事務局、渉外課が家族住宅等の維持管理に關する事務を擔當し、他に山手、本牧、座間、鎌倉、管理事務局を設置したが、更に第一騎兵團に屬する家族住宅のため、葉山、長井崎夫々管理事務所を設置してある。

現在において維持管理業務の大部分は電氣設備等の修理であるが管工事關係の修理、庭園の手入れ等も亦多量に上つてゐる。
住宅の維持管理は業務が複雑多岐に互り而も即急の手配を要求せられるため、これが満足な遂行は容易ならざるものがある。

第四 勞務及び物資調達

一 進駐軍勞務者の身体検査

前報以來、神奈川縣地區における身体検査は、着々と進捗して居る。横須賀海軍地區における検査も六月二十日頃から着手した。六月中旬の総連局長會議においても問題となつた婦人雇傭員の身体検査については、縣廳側において検査を遂行するやうになつてから、手心を加へて居る。

検査適當の縣衛生部豫防課において一番困難を感じて居ることは、豫算の配布が遅延してゐることである。

二 進駐軍使用人關係事務の専任課の新設

神奈川縣における進駐軍使用人關係事務は、從來労働部職業課、外局經理科、渉外課その他に分散處理されて居たが、各種の不便多く且つ又軍政部側からの要求もあり、近く進駐軍使用人關係事務を一括、専任課とする一課又は一室を渉外局内に設けることとなつた。

13

三 藝能供給

進駐軍に対する藝能の提供は、本年四月以降P、Dに依ることとなり、本縣關係PDは當初中央終邊で成つて居たが、五月中旬以降第八軍政部より神奈川地區における藝能供給に關するPDを、官事務局に交附する様になつた。

14

現在迄に受理したPDは二十三通に上つて居る。

出演料金の査定その他一切、中央終邊の方針と歩調を合せ、例へば「アウディション」(格付検査)等も中央終邊藝能委員會において取付ける様、業者側に勧告し、右委員會の査定證明のないものは最低料金を支拂ふことを原則とする如き態度を採つてゐる。

四 PX貨物の損害補償

横濱港積卸のPX貨物の損害補償に關し、第八軍經濟部經由の要求に依り、七月一日以降の分については、損害發生の都度、荷役請負業者から補償金を取り立て當局において保管し、月別、一括等の方法に依り、當局から軍政部經由PXに支拂ふこととした。

五 PD、PNSの資材

従來この種資材の配給申請は、神奈川縣から直接商工省その他へ連絡して居たが、先頃商工省特別資材部の一係官が、本縣に關し連絡

0139

に赴いた縣廳職員に對し、福濱縣廳において受付けたP.Dの資材は業者の負擔とするが、又は神奈川縣限りにて斡旋すべきものとして供給を拒絶した事件がある。特別資材部以外の係官も同様の態度を保持するもの往々あり。

かくて、資材の入手難はP.Dの遂行を遅延せしめるに至つた。

右の事態に對し當事者局においては、縣廳側の希望を容れ、七月中旬以降、その種資材の申請を中央総運に取次ぎ、中央総運から關係者へ連絡して貰ふこととした。但し、中央総運は取次ぐ場合、確漏終運において、縣の資材費査定を更に厳密に審査することを以て居る。

0140

RA'-0115

0081

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一、外務省研修員の帰濱見學

七月二十一日外務省研修所員八名來濱、當事務局各擔當官より事務を説明し、終つて事務局員の案内で極濱戦犯裁判の公判情況を見學午後には更に研修所員約十名を合流し、極濱生糸檢査所を約一時間見學。次いで本牧地區の進駐軍の家族住宅を見學し、局長官邸で「ピア・アイベント」を開いた。

二、「オクタグラム」

第八軍日刊新聞「オクタグラム」に對しては、七月中も干渉、地震、土中、瀧澤婦人聯盟、極濱銀行界の現状等に付き當事務局に於て原稿を執筆之が搭載を見てゐる。

尙本年五月以降「オクタグラム」紙は當事務局より資料原稿の提供により數十回相互に運載された極濱名所史蹟案内「Know Yokohama」は好評と有益性の鑑み、第八軍情報教育部に於て之を一括し、米軍に對する「ガイドブック」として、出版する事に決定。目下米軍國へ用紙の入手、印刷の手配方々關し照會中の趣、當事務局へ報

があつた。

18

三、下田港の黒船祭

七月六日下田港に於て、終戦後初めての黒船祭が開催された。

第八軍より軍政部が「ビーズレー」大佐、經濟部長「ワッツ」大佐同貿易課長「マンスワース」氏、東京神奈川軍政部長「メルバ」大佐以下多數の出席者があつた。

當事務局でも、第八軍よりの希望もあり、鈴木局長以下七名出席して日米交際を努めた。

四、長良川の鵜見物

當事務局の幹旋で宮内省より七月下旬第八軍幹部約二十名を長良川の鵜見物招待し、鈴木局長も同道すること此手配が出来てゐたが天候が悪く取止めとなつた。

五、米國映畫鑑賞會の開催

極濱の映畫館「オデオン座」では、先般「アメリカ交響樂」封切の特別招待會に、當事務局の幹旋で、米軍幹部將校在留米英人等百五十名を招待、映畫鑑賞の夕を催したが、

0141

七月二十八日米國映畫「ランダム・ハーヴェスト」封切の際にも、
軍事事務局の斡旋により、兵務司令部では同劇場を「オン・リミット」
と指定し、日米人映畫交會會を開催した。

0142

第六 報

一 第八軍 兵隊司令官 Col. C.V. Cadwell 命令波蘭國し、その後任は
精濱地區 兵隊長 Col. J.F. Hoem が補せられた。

二 東京神奈川軍政地方司令官 Col. R. Melbers 以近く歸國すること
となり金その後任は四國軍政總司令官 Porter 大佐が指定されて
る。

三 精濱地區工作隊 W.V. W. A. 隊長 Col. C.V. Farrell 以近く歸國
の事で、後任者は米本國より着任の由である。

四 七月七日中央總進山形次長は事務委任のため來渡され、第八軍司令
部幹部を往訪、次いで當事總局副局長訓辭された。

五 永田連總官は七月二十二日歸省して、總工省特許標準局渉外課長
に轉任。

RA'-0115

0083

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

地方情勢報告の件

本稿は昭和二十二年八月二十一日附横濱事務局よりの「米軍の朝鮮・支那見學旅行に關する」地方情勢報告である

昭和二十二年八月二十六日

情報部

陸軍省
政務局長
[Handwritten signature]

寫送附先
次官、總務局長、總務部長

外務省

0143

濱邊機密第九四三號

昭和二十二年八月二十一日

終戦連絡横濱事務局
局長 鈴木 九 萬

終戦連絡中央事務局
總裁 芦 田 均 殿

米軍の朝鮮・支那見學旅行に關する件

本月上旬日本及び朝鮮駐屯の米軍中、成績優秀なる下士官を優先的に参加せしめ、これに將校及び陸軍省關係者若干名を加へ、合計千二百名中よりなる做東回遊見學團が組織せられ、ネラル、アラック、龍か釜山、上海の各港を巡航せるか、有見學旅行参加者の歸來談を綜合するに左の通

外務省

0144

RA'-0115

0084

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

朝鮮各地には壯士、無頼の徒横行し、物情騒然とし、野球試合一つにても最後には必ず腕力沙汰のトラブルの起るを常とす。而も鮮人警察隊は無効にて米軍M.F.は此種暴行鎮壓の爲奔命に疲れ居れり。

京城には北鮮よりの避難者殺到し、市内外にバラック小屋多數乱立し、不潔極りなし。

米軍宿舎にては盜難事件頻發し、米軍人は短時間の外出にもその都度所持品を總て、トランクに收めて嚴重に鍵をかくるに非されは油斷もならざる有様なり。

ニかかる事限は大部分北鮮より潛入せる地下工作者の策動に起因するものと認められ米人は今更なから朝鮮の南北分割を悔ひ居れり

三上海見物は一行の最も期待し居りたる所なるも、上海の治安は極めて不良にして、上陸後者として消息を絶てる失踪者多數を

0145

外務省

出したるには軍當局も狼狽し居れり。

その他支那人に毆打され命からかから歸船せる者、支那人により強奪丸裸にされたる者は枚擧に遑なき有様にて支那の無政府、混乱状態にはほとほと系れ返りたり。

四奥之極東には日本以外縁な國はなく今次旅行参加者は何れも日本は敗戦國にも拘らず第一流の卓越せる國家なりとの認識を深めたり

0146

外務省

RA'-0115

0085

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

昭和二十二年九月

Y
L
O
教
務
報
告
第
四
號

教務課 給 付 部 局

0147

RA'-0115

0086

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

目次

一、横濱戰犯裁判

(1) 日本人辯護士の給與

(2) 被告の證人宿舍

(3) 内山合同裁判の判決

(4) 裁判進捗状況

二、戰犯服役者の假出獄

三、第二回獨逸人送還問題

四、海上保安隊の創設

五、東京灣の遊泳禁止問題

第二 經濟

一、横濱における外國貿易團接遇状況

二、米國における日本益我輸入計畫

第三 財政

一、横濱港灣作業實施委員會の組織

二、家族住宅の修理

第四 勞務

一、縣涉外勞務課の發足

二、横濱涉外藝能職業協會の設立

三、退職手當の支給問題

第五 雜報

一、千葉郵政局廢止の善後措置

二、第八軍司令官往訪者

0148-1

RA'-0115



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一、極東戦犯裁判

政務

(1) 日本人辯護士の給與について、既報の通り八月五日、米側で「ロール」を作成し、縣廳より一括金を受取り、各辯護士に現金支給を開始した。日軍一五〇團を五〇〇團に増強する問題は米辯護團長より第八軍々隊部を通じSCAPに稟申中であつたが、八月十六日、當隊司令部に對しSCAPに於ては俸給一五〇〇圓は受當でないが、俸給一五〇圓に増強料、タメ代、調査費、交通費、文具代等事務費として三五〇圓を含めて五〇〇圓とする事は差支へない旨指令があつたと通報し越した。よつて當隊司令部より中央に對し右五〇〇圓案の實施方を折衝し、九月十一日附を以つて八月一日に及して、本件五〇〇圓案を支給することに決定した。

(2) 被告の證人に對しては、七月七日に發及して日軍一五〇團に、宿泊料五〇圓より二〇〇圓に夫々増額方決定したため、當隊司令部の斡旋で宿舍(磯子旅館)側でも宿泊料を五〇圓より一五〇圓に計上げることとなり、赤字の穴埋めも、一應見通しがついた。他方食糧燃料等の配給も當隊司令部より縣廳に交渉してこれが現物化も改善された。

(3) 内山英太郎元陸軍中將以下八名の所謂B級戦犯合同裁判は、前報の通り七月十八日より開始されたが、引き続き檢事側及辯護團側證人の訊問あつたる後、被告に對する訊問は内山被告のみに限定せられ、度々旨の辯護團側の提議容れられ、被告内山に對し詳細なる訊問が行はれた。

證人及内山に對する訊問中問題となつたる主なる點は、日本軍律會議と軍法會議との差別、B級の無差別爆撃の有無、被害地の状況斬首の事實及び死体を火葬にしたる理由等であつた。

八月二十三日「リース」檢事は約三時間相互に激越なる論争を行つたが、要するに被告内山、國武及太田原は認め死刑の腹案をもつて裁判を進行せしめ、短時間に處置し、裁判は只形式的に行はれたるに過ぎず云々と論難したるに對し、辯護團長「マイリップス」少佐はB級の無差別爆撃の事實を明かにしたる後、日本軍律裁判の合法性を強調して被告内山以下の無罪を主張した。

八月二十八日(公判第二十九日)判士長「デーヴィス」大佐は、

No. 362

2 1

0149-1



左の如き判決を言渡した。此の日傍聴者内外人約七十名あり。緊張
裡にB級戦犯初の裁判を終了した。

第十五方面軍司令官

中將 内山 英太郎

重労働三十年

同 参謀長

中將 國武 三千雄

重労働三年

同 法務少將

太田原 清美

絞首刑

同 法務大尉

萩谷 頼雄

重労働三年

同

中道 賢治

重労働三年

同 中尉

松森 英雄

重労働十年

同 少佐

山中 徳夫

重労働二十五年

同 法務大尉

小野 武一

重労働三十年

以上

No. 362

3

No. 362

4

0149-2

RA'-0115

0089

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(4) 昭和二十年十二月以後昭和二十二年七月末日迄の極度戦犯裁判進捗状況

終了件数 裁判官渡人員

死刑 絞首刑

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
昭和二十年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和二十一年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和二十二年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和二十三年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和二十四年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和二十五年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和二十六年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和二十七年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和二十八年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和二十九年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和三十年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和三十一年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和三十二年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和三十三年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和三十四年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和三十五年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和三十六年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和三十七年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和三十八年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和三十九年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和四十年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和四十一年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和四十二年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和四十三年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和四十四年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和四十五年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和四十六年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和四十七年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和四十八年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和四十九年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和五十年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和五十一年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和五十二年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和五十三年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和五十四年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和五十五年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和五十六年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和五十七年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和五十八年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和五十九年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和六十年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和六十一年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和六十二年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和六十三年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和六十四年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和六十五年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和六十六年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和六十七年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和六十八年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和六十九年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和七十年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和七十一年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和七十二年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和七十三年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和七十四年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和七十五年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和七十六年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和七十七年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和七十八年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和七十九年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和八十年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和八十一年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和八十二年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和八十三年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和八十四年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和八十五年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和八十六年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和八十七年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和八十八年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和八十九年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和九十年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和九十一年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和九十二年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和九十三年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和九十四年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和九十五年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和九十六年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和九十七年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和九十八年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和九十九年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
昭和一百年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12

紳士 69
 下士官 68
 兵 20
 軍醫 90
 民間人 20
 重労働

6 5

0149-3

RA'-0115

0090

三 戦犯服役者の假出獄

昨年二月戦犯捕縛後、重労働二十年の刑を受け、目下巢鴨刑務所で服役中の金山延夫につき、父親(七三才)が危篤に陥つたので親一同の連印状をもつて、延夫に末期の水をとらせる爲、假出獄を嘆願があつた。此の種の問題は未決者については毎日法務部で服役者については第八軍法務部で取扱ふこととなつてゐる爲、本件は中央より當該部へ参照された。八月十一日附當該部局の申請に基づき法務部 War Crimes Defense Branch より第八軍憲兵司令官に連絡あり、其の決裁を得て本人は間もなく當該部管官二名の護送の下に郷里山口縣下の父親を見舞ひ得た。

本件については遠距離のため護送の困難なこと、及び父親の病氣の程度を確め得ない、との二點の爲、憲兵司令部でも相當の難色あり、同司令部としても將來の手筈を確立する要あり、例へば假出獄は地元赤十字社から地方監政部の調査を總た上申請するを可なりとしてゐる。

三 戦犯二回假出獄人送還問題

0149-4

RA'-0115

0092

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

第二回獨逸（及埃國）人送還計畫に付ては、去る六月十八日實施主任官である第八軍G1所長プランチヤード中佐より、期日は大体七月末、出帆地は横濱、集積個所は市丹長濱檢疫所となるべき旨の指示を受け、同時に檢疫所の務分をも行ひ、爾來計畫の進捗に伴ひ、鐵道當局等をも加へ、屢々同中佐會合を行つたが、總司令部からの正式指令は意外に遅延し、七月三十一日漸く發出せられた。同指令に依れば今回の返送は去る二月の第一回送還と異り、送還者を舊外交官、強制送還者（オプゼクシヨナブルス）及び歸國希望者（ノンオプゼクシヨナブルス）とし、その總數四八二名に對し、輸送、檢疫及び收容、財産管理人の住所及び梱包斡旋等を指令し、且實施上の詳細に付ては、第八軍司令部から第八軍に對する命令に於て、他方實施期日に付ては、八月十日乃至十五日とする旨、同中佐から口頭指示があつた。

我方としては石指令を受と共、初めて地方層にも正式通牒を發し得た譯であるが、實際には地方部隊に對する八軍の實施命令が我方通牒に先立つて通達せられた爲、現地で多少喰違ひを生じた例もあるし、且又その後に至り、米軍側でも檢送其他の原案に改變を施し、

RA'-0115

0093

更に又送出期日も迫つた八月六日に至つて、新に約三五〇名の希望
歸國者の追加を行つた。關係上、地方の現地では相當の混亂と
不都合を生じた様子である。然し前回の經驗もあり、計畫は大体に
おいて難滞に實施せられ、送還船「ゼネラルブラック」は八百十餘
名の送還者に乗せて八月廿日當地を出帆した。當地における米軍側
實施部隊としては、一般事務（インスペクティングチーム）は騎兵第
一旅團、荷物檢分は第一三八高射砲部隊が分掌した關係上、當事務
局としては第八軍司令部及び日本側諸機關との連絡に加へ、之等諸
部隊との連絡に邁り、忙を極めた。尚引揚援護院においては本計畫
實施の爲、特に獨逸人送還業務對策委員會を設置し、當事務局では
看出事務官をその參與に任命した。

四、海上保安隊の創設

關東海運局においては、今般米側の了解を得て、第二復員局より當
日本海軍艦艇二十八隻を譲受け、海上保安の任務に當ることとな
り、八月二十八日横須賀において當方面の分七隻の引渡式が舉行せ
られた。同式にはGHQ代表ミールス大佐、横須賀海軍基地ヒギン
ス軍政官、横濱ヤカンドメジャーポルト係官等多數出席、當事務局
より河崎次長出席し、米側出席者と大いに交際するところがあつ
た。

五、東京灣内遊泳禁止問題

八月二十五日付東京各新聞は第八軍の命令により東京灣内の遊泳を
衛生的見地より禁止する旨の報道ありたるに付、第八軍軍政部にて
事情取調の結果右はヤカンドメジャーポルト係官が京濱港區東京
萬事所に對し傳達せる横濱港内に於ける邦人裸体遊泳禁止の命令が
誤報せられたる誤判明、軍政部より當事務局に對し、關係各紙に取
消文掲載の要求あり、仍て當事務局より早速都下各新聞社に誤報の
結果正誤文の掲載を見た。

0150

輸出可能数量および、單價並びに税関検査、梱包、積出等に關する
各種情報を八月七日前龍興丸乗務員、海軍、同務部等に
向更に爲教手入心得、入手の希望もあつたので、これ亦業者と無縁
の上、倉庫の保存場所、施肥、植香等に關する簡單な一般的心得を
作成、同務部へ提出、同部において、これ亦直ちに本國代業者
へ空送した。

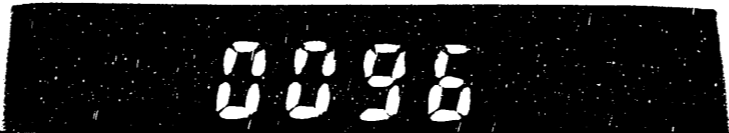
尙今同の計發では米修整者は十五年以上のもの年間約五千本を輸
入せんとして居る模様で（これは勿論本邦業者としても輸出可能と
ある）又米國農務省の多式輸入禁止は之が撤廢の可能性も一應考慮
されてゐるやうである。

第三章 設 營

龍興港内における港灣作業は、從來數回の作業要求書又は、キウ
ンダムに據り實施せられて來たが、今般一連の作業要求書に統合せ
られることとなつた。右に關する作業は、氷先案内、碇泊留置、曳
船、港灣荷役、農水の補給等廣範圍に亘る一切の港灣作業を含むも
ので、米國八重々政部、ならびに港務當局においても、日本政府關
係當局において、総合的實施機關を股置して作業の圓滑なる實施を
期せられ度い旨要望もあつたので、我方としては關係當局と協議の
結果、龍濱港、關東海運局及び福奈川縣廳（涉外課並に涉外勞務
課）より成る綜合實施委員會を組織し、更に右より、港務委員を米籍
人選ナカンド、同委員下常時派遣して事務の處理
に當る事とした。

此の委員組織は、本試檢の期間を限らず、埠頭に在る事
務を兼與せられ、米國側の要求、並に傳承に應じ、迅速に實施を
進めざるべしとある。

0152



0153

尙右の機會に鈴木局長は八月二十一日 Port Commander of Second Major Port of the Erie, General Freight O. Macdonald を往訪、該局長を打合はせ懇談した。

一 族住宅の修理
橋濱地區進駐軍家族住宅修理に關し、薄田多敷の修理要求が橋濱地區工作隊第七營總隊に轉送する事。これ等の中には原種建築者の拙劣なる技術、又は建築の缺陷に依るものも少なくない事、橋濱地區進駐軍司令部第二課(特別建設課)より、技官一名を該事務所へ八月十五日より派遣の上、右高價の判定に拂はせらる事とした。

一 神奈川縣歩外勞務課の發足

前報所報の歩外勞務課は八月二十五日から發足した。同課は進駐軍勞務者の勞務管理並福利厚生の諸事を一元的に執掌し、從來責任の所在が明確でなかつた爲に起つた困難を除去する事を目的とし、先づ手初めとして各部隊に縣廳側の任命せる勞務者管理人を置くべく準備中である。

二 橋濱地區進駐軍協会の設立

橋濱地區における進駐軍の協力を提供業者より成る首題協会は八月一日結成されたが、業者の親睦協力、協会の向上等を目的とし、差當り協会の附屬として、歩兵連隊の協定を斡旋八月八日協能委員会金定委員の來濱を求め、歩兵連隊の協定を斡旋八月八日協能委員会金定委員を了した。本協会の結成に際し、當局としては飽く迄も排他獨占的ならざる様、又會費等も協能委員の支辨を最低限度に賄ふ程度に止め、多額を徴せざるよう注意を併せて協会は協能委員の諮問。および



渡しておいた。
賞給額では八月中に十七シンドの金定を受けたが、A級ニB級ニC

級入E級四の内譯である
退職手當の支給問題

三 退職手當の支給問題
従来軍直備者に依つて行はて来た役給をPDに依る作業に切替ら

れた場合賞給手當としては業防止の見地から、従來の勞務者をP
D受註者に引換を使用する勸告してゐるが此の場合勞務者側から

退職手當の支給を要求してゐる向がある。
賞給としては退職手當の趣に鑑み何等失職を生じないこの種切替

勞務者に對しては退職金を給しない建前をとつてゐるがこの點に
つき目下中央の意向を尋ねゐる。

報 五

一、千葉警務局廢止の善後措置

八月十五日千葉警務局が廢止され、その管轄區域たる千葉、茨城
及び栃木の三縣は、警備課警務局が擔當することとなつた。

二、第八軍司令官往訪考

最近一ヶ月間に第八軍長が回遊して第八軍司令官を公式往訪したも
の左の通り

(1) 七月二十八日

片山總總大臣(新任發移、參謀長「バイヤース」少將同席)

(2) 八月二十五日

内山神奈川縣知事、伊東陸軍軍醫局長、三谷關東貿易局長

(横濱港荷役問題)

0154

RA'-0115

0098

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

昭和二十二年十月

Y
L
O
執
務
報
告
第
五
號
(
二
十
二
年
九
月

終
戰
連
絡
備
忘
事
務
局

0155

RA'-0115

0099

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

目次
第一 政 務

一 水害に際し米軍の救助作業に對し第八軍に謝意の申入れ
二 戦犯關係

(1) 既決者の假釋放
(2) 第八軍係官の巢鴨分室視察

三 米國軍人と結婚した日本婦人の應籍
四 國勢調査の施行
五 東神軍政部に税關移民檢疫課の新設

第二 經 濟

一 米軍PX事故品買取機關の決定
二 京濱運輸(當麻港港運)株式會社の閉鎖機關指定
三 米陸の日本倉庫輸入禁止解除
第四 營

一 米軍將兵の日本旅館利用
二 特別訓練支隊編成會
第四 勞務及び物資調達

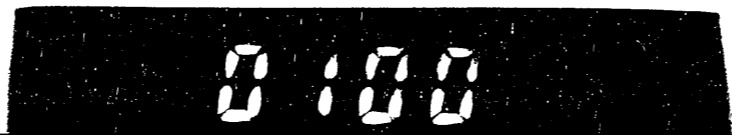
一 神奈川縣下の労働状態概観
二 進駐軍勞務監視人の任命
三 J P N 7 記載 P D
第五 文 化

一 長良川結氷に第八軍幹部將校招待
二 歌舞伎に米軍招待
三 文樂人形芝居に米軍招待
四 G H 2 係官の三ヶ園(原コレクション)視察
五 「オクタグラム」への寄稿
第六 雜 報

一 第八軍司令官一時歸國
二 東神軍政部司令官の着任
三 補遺憲兵隊長の就任
四 第八軍司令官公式訪問者

0156-1

RA'-0115



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一、水害に際し米産の救助作業に對し第八軍に謝意申入
 九月中旬關東、東北地方を襲つた台風に因る大水害に際し、米軍の救助
 及救恤作業に對し鈴木局長は訓令に基き、九月十九日第八軍參謀長「バ
 イヤース」少將を往訪し（第八軍司令官代理「ライダー」少將は不在の
 爲）中央總連信田總裁の前に依り第八軍司令官に對する謝意を謝意を由
 入れた。其の際參謀長より本件水害に依る作務の増善には質問があつた
 ので、當時參謀長は分を傳へると共に其後參謀長の分を追報して貰いた。
 尙鈴木局長の希望に應じ、九月二十六日陸參謀長から同局長宛書面を
 以て回答して來た水害救助救恤に當つた米軍部隊は左の通りである。

EIGHTH ARMY UNITS

Tokyo Detachment, Tokyo.
 Kanagawa Mt District
 598th Engr Base Depot

82d Trans Truck Co.
 347th Trans Harbor Craft Co.
 8001st Trans Corp Depot.

IX CORPS UNITS

Ist Cav Div
 Hq 1st Cav Div
 8th Engr Sqn
 1st Med Sqn
 702d Med Cav Recon Troop
 15th QM Troop
 1st Signal Troop
 MP Plat 1st Cav Div

Hq 1st Cav Div Actv
 61st FA Bn
 82d FA Bn
 99th FA Bn
 11th A/B Div
 271st FA Bn
 521st Parachute Inf Regt
 11th A/B Div Parachute
 Maint Co.

Hq 2d Cav Brigade

Hq 1st Sqn 8th Cav
 7th Cav Regt

MILITARY GOVERNMENT

Kanto MG Region

Onabe MG Team
 Gumma MG Team
 Ibaraki MG Team
 Nagano MG Team
 Niigata MG Team
 Saitama MG Team
 Tochigi MG Team
 Yamanashi MG Team

Tohoku MG Region

Miyagi MG Team
 Iwate MG Team
 Fukushima MG Team
 Akita MG Team
 Yamagata MG Team

No. 262

三、既決者

(1) 既決者の假釋放
九月二日内山英太郎、同八日押田武成は夫々危篤の近親者の嘆願に基き、軍事事務局より第八軍法務部經由第八軍憲兵隊司令官に假出獄を申請した處兩名とも一日宛の釋放を許容された。

(2) 第八軍係官の巢鴨分至視察
九月十七日第八軍法務部辯護團長「フイリップス」少佐は、軍事事務局係官の案内で、中央路邊毆犯事務室巢鴨分至を視察した。右は被告辯護人（日本人）が巢鴨において被告を調査の際の便宜を供與せんととの趣旨に出たもので、「フイリップス」少佐は分至係官の説明を聴取して、電話、ストップの設置方等につき手配すべき旨約した。（電話は九月未設置）

三、米國軍人と結婚した日本婦人の國籍
米國法 World War II Bride Act に基き、當地米國總領事館へは日米國際結婚の届出が締切りの八月二十二日前殺到したが、その後右日本婦人の取扱い、特に外國人登録令の實施、食糧配給等に關連して問題が出た。軍事事務局では神奈川縣廳の依頼に基き、米國總領事館、第八軍々政部法務課に照會し、中央路邊、後援地方法判所とも連絡した結果、大要左の結果を得、縣廳にもその方針で處理中である。

(1) 結婚により自動的に米國籍を取得せず、米國法は單に昭和二十三年十二月二十八日以前に、本件日本婦人の永住の目的をもつて米國に入國することを許可せるに過ぎず。他方日本國籍は夫の國籍取得迄繼續する。

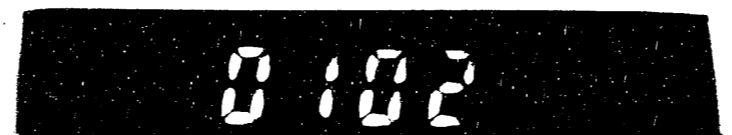
(2) 本件日本婦人は日本の官廳に婚姻届出をするも、米國人として取扱いを請求し得ず。

(3) 従つて從來通り日本人として取扱い支障なし。但し占領軍の Dependent たりや否やにつき多少の疑問あり。この點につきは中央よりGHQへ照會し、新規則の確立を見る迄は、従前の處理方針に従ふこと。

四、國勢調査の施行

十月一日の進駐軍係施設内に在る邦人の國勢調査及び事業調査施行に當り、最も問題となつたのは進駐軍兵舎（キャンプ）内に定住する日本人の問題であつた。

0158-1



0159

我方の諒解するところによれば、軍兵舎内には日本人の居住を許さぬ
 連前になつて居る者であるが、他方職業安定所等の調査に依ると、地
 方では相當数の邦人が例外的に進駐軍兵舎内に定住して居る事實があ
 る。(神奈川縣で顯著な例に厚木航空隊の百十一名、相模原航空隊兵
 舎の百六十名)従つて調査施行の際に入門その他に不都合の起るこ
 とが懸念せられたので、東京神奈川軍政部に對し、日本人を居住せし
 めて居る兵舎についての正確な調査があればこれを示されたい旨口頭
 を以て申入れた。然るに第八軍々政部及び東京神奈川軍政部共前記日
 本人の兵舎内に居住するを許さぬ連前との根拠が何處に在るかは判然せぬ
 ので、總局縣内の進駐軍兵舎にして日本人の居住を許して居るもの
 の調査を要請する正式覚書を軍事事務局から東京神奈川軍政部宛送付す
 ることに一編打合せたが、その後主り軍政部係官(法務課長)か
 ら口頭をもつて、既に昨日の諒解もないのに、石見書の内容は取
 止め、縣側で充分調査の上既に日本人の居住する兵舎に付ては、終
 連の證明書をもつて入場調査を實施することをせられたい旨回答があ
 った。

5
 五、東京神奈川軍政部に税關移民検査課の新設

東京神奈川軍政部では、貿易の増進、訪日外國人の増加に鑑み、最近
 税關移民検査課を創設し、横濱メリケン埠頭及び羽田空港に多額の防
 税を派出、本件事務を遂行せしめる事になつた。特に羽田空港では縣
 聯人の到着に關する事務が重要視せられてゐる由。

第二 經 濟

一、米糧P&X事故品、買取機關の決定

第八軍の Army Exchange Service においては、従來P&Xより出る損傷
 した商品や直接備々の日本人業者に、入札其の他の方法で賣却して居
 るが、今回右を以て、凡てP&X事故品は一括日本政府の機關に賣却し
 その後の配給は石政府機關の責任において行はしめることとなり、當
 事務局は九月二十四日第八軍々政部より右適當な日本政府機關の代表
 者との連絡方を求められた。これより先米糧に對して貿易廳、商工
 省、產業復興公團等に直接連絡を試みたが話が纏らなかつた由であり
 P&X倉庫に故障品堆積の爲、緊急解決を要する情況に鑑み、各地域毎



に終運の指導監督の下に非営利的員取機關設置を第八單々政部に提案
したが、GHQにおいて米側關係者協議の結果、通商委員委員公團に
決定した。

二 京濱運輸（蒲田港運）株式會社の閉鎖機關指定

一九四六年八月頃から第八單方面より閉鎖機關が出た居る京濱運輸に
いはば、同年秋頃より株主間において解体方策を種々研究中であつた
が、本年八月中旬同社は遂に海運總局より、同社の閉鎖機關指定は略
々決定的となり、指定予定期日は九月十六日である旨の通報を受け、
爾來同社としてはGHQ、その他各方面に事情に努めながら、當事務局
に對しても第八單への事情斡旋方依頼あり、八月二十五日鈴木局長は
機運輸入食糧輸送運部對策本部長たる内山通泰川縣知事、同次長なる
伊藤關東海運局長及び三谷關東地方貿易事務局長を伴ひ、第八單「ア
イケルバール」司令官を往訪、京濱運輸が蒲田港における輸入食糧の
荷役上に占める重要性に鑑み、閉鎖機關指定延期方を陳情し、處
同司令官は早速GHQ當局との連絡を約束されたが、同日午後になり、
閉鎖問題は同社現在の業務遂行を妨げざる様措きされる旨の回答を受
けた。やがて予定期日の九月十六日に、大藏、運輸兩省共同告示第五
號をもつて、社団法人運送聯合會以下五團々と共に、京濱運輸は閉鎖
機關に指定されたが、京濱運輸のみは同告示但書において閉鎖機關令
第三條に依り、一切の業務を指定業務に指定された結果、同社現在の
一切の業務を従來通り遂行し得ることとなり、重役以下全従業員身
分を閉鎖機關委員に選した際、従來通り同社の業務に従事すること
を認められて居る。

三 米國の日本食糧輸入禁止解除

米國において日本食糧輸入の計畫あり、關係業者に於いて米農務省に
輸入禁止緩和方運動中の由については、前報既報の通りであるが、最
近機運輸入米米船の乗組員が當事務局を來訪、米國へ土産に持歸る食糧
購入の斡旋を求めた際、同米人の語るところに依れば、最近米國では
その土を取つて根をよく洗へば、輸入し得ることとなり、なつて由である。

0160

0161

一、米軍將兵の日本旅館利用

第八軍「スヘツシャルサービス」では、空軍主要要員等に合計三十
四の収容ホテルを將兵の娯樂保養に利用して居るが、最近進駐軍家族
の來就者激増し、これを収容する住宅の不足が間に合はぬ事が見
してあり、従つて上記「スヘツシャルサービスホテル」で進駐軍家
族を一時的に収容する機会が多い。

この保養ホテル不足の緩和策として、九月上旬第一騎兵、第十七騎兵
兩師團管内で日本旅館五軒を進駐軍の爲に「オン・ロミッツ」として
の、
「スヘツシャルサービス」本部では若し他の地方の日本旅館で
進駐軍による利用を希望する時は、軍政管内の師團司令部宛に申請す
れば考慮する由である。但し、それには進駐軍の利用は部屋のみで、
食事等は進駐軍自身で賄ひ、宿泊料は國費で支拂ふ。又進駐軍宿泊者は
別組その他日本人宿泊人と隔離し得る部分に收容するを要す等の諸條
件があり、又本件日本旅館利用は旅費の負担は及して米軍よりこれ
を要することはないと云ふ事である。

9
10
尚進駐軍側はホテルの従業員は現在米國の標準（宿泊定員一人に對し
一人）よりすれば非常な過剰人員を擁して居り（日本ホテルの平均
は二人以上東京帝國ホテルの如きは宿泊定員一人に従業員三人）これ
が爲進駐軍側も高まつてゐる状況なので今般第八軍「スヘツシャル
サービス」ではG、H、Qとに議の上全團の進駐軍ホテルの邦人従業
員を不取敢宿泊定員一人に付一七五人の割合に迄縮減する豫指令を發
した趣である。

三、特別輸送團支團舎問題

特別輸送團から、荷役支團開設の爲適當なる事務所の轉讓方依頼趣が
あつたが、現任輸送では米軍接收中の建物の解除を待たなければ他には
到底事務所の手付け不可能な状態なので十一日第八軍軍政部副部長
カー大佐に轉讓を依頼し、特別輸送團支團の人手についてはフレゴシー
中佐から特に希望もあり出資得る丈け米軍の方でも努力をべしとの事
で、カー大佐より陸軍部と聯絡の結果G、I、Dビル（元縣赤十字社
）が近く解除可能なる旨の内報があつた。
尤もこれが實現には相當の時日を要する見込である。

RA'-0115

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0105

一 福登川縣下の労働状態概観

二一スト禁止以來一時下火となつた縣下労働争議も、「赤幕百箇ペー
ス」を基軸とする政府必死の努力にも不洩、悪化の一路を辿る食糧事
情、諸物價の騰貴等により、又々八月以來左記の如く急激に活潑化せ
んとする情勢にある。

激化争	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月
四	一	一	二	一	一	六	五	

12

事實一般労働階級の生活諸條件がますます悪化して來た事は否定出來
ず、彼等の資本家側に対する要求も、福利、厚生等に關するものは時
と共にその影をひそめ、最低生活水準維持に必要な買銀備上、危機突
破資金の獲得を第一とし、池田に於いては來るべき企業整備に對する
一つのヂエスチユアールとして、又微妙なる政治的問題もこれに關連し
て、次第に深刻化して來る。又その手段としての争議方法も、東京
芝浦電氣、日本通信工業等に於ける如き組織的にして適環的な一部
罷業により至極能を停止せしめんとする如き波狀ストをもつてする等
漸次巧妙になりつゝある。

11

次に縣下各種労働組合を三つに大別して、産別系、総同盟系、中立と
増観するに、その比率は左記の如くなる。

	組合	組合数	員数
産別系	九以上	一七四	七九九七二
総同盟	二以上	五九	三五七五七
中立	三以上	七二七	一三三一二二

而して産別系では、政府の固守する「千八百圓ペー」を全面的に勞
働者の最低生活水準を基準とする買銀率の敷定を要求してゐるのに反
して、総同盟系では從來よりの社合黨との關係上、一線これに登脚し、
何かの方法にて補正修正し、かつ等無を解決せんとする態度に出
る際であるが現實に即せぬこの「千八百圓ペー」と自己の現内
關に對する裏面的立場とのズレンマは、現にこれに所屬する一部組合
の動向を來してゐる。

かかる二つの系統の指導理念の相異は、實際的に争議に於けるその六
割は産別系により行はれ、総同盟系はスト前に何らかの解決點を見出
し、妥協する。

0162



0163

勿論深刻化して行くインフレ下の労働階級の最低生活水準を維持する
事の困難性は、今更此處に指摘するまでもないが一方彼等の勤勞意欲
の低下とそれを一つの原動力とする能率の低下は否定出来ぬ。
これを要するに労働の互譲に依る困難解決は勿論のことであるが、根
本的には「千八百圓ベース」に無理があり、右に對し政府側に於て何ん
とか手を打たない限り、金融難手持資材の回復に依る中止企業整備の順
増と相俟つて、事態は悪化する危険があると認められる。

二 進駐軍労働管理人の任命

P D 以外、即ち米軍部隊の直轄労働者については我方の代埋人免除の
爲め兎角實體を備へ難い障があり、労働者の利益保護についても缺く
る所がある。この等部隊に日本政府の代行者を置くことについては、
各年以來東京神奈川軍政部と話し合つて來たが、最近漸く労働者二
〇〇名に對し一名位の割合で、縣轄託の労働管理人を置くことを承知
せしめて、これ等をして労働者の月給決定及并給手続の開始等を取扱
はしめ、日本政府の要求する報告書の提出、記録の保持その他を擔當
せしむることを納得させた。

現在では部隊側の採用した管理人は又は通譯等が、労働士自と労働者との
のくさびとなつて居るが、兎角意見の疎通を見ること多く、これが主
として紛争の原因となつて居るが、本件借金の實現と相俟つて、右事
態は着々と改善されると思ふが、この等労働管理人をして自由に活躍
せしめ、所期の目的を達成する爲には、彼等の俸給をペイロールに依
ることなく、縣轄側より直接支給することとする必要であると感
ぜられる。

三 J P M T 記載 P D

概して連披は本件 P D の資材配給については、既報（執務報告第三卷
参照）の通りだが、商工省側においては J P M T 記載の P D を地方で
處置することは、資材の配分計畫その他からして不都合であるから、
この種 P D は中央路運を通じて商工省にのみ發出すべきであるとなし
九月二十二日商工省特別資材部副部長その他路官は、中村謙達副總
裁に伴つて、第八軍々隊部副部長を往訪し右の旨を由人によつて
右に對し八軍調運官「ヂエラルデー」氏（フイレヤ）促進官同席）は
概して迅速適切なる P D 處理振りに反し、商工省の夫れは甚だ遺
憾の點が多い。例へば調運に時日を要すること、各地の群少工場に於

割納入せしめるため、納入が過々となることである。
 詳少上場への分割納入は、中少業者の救済と慮はれるが、P.D.は軍の
 要求に基き完全に遂行することを第一義とせざるべからざるに利用
 することは面白くない。又受託者は製品納入地の近接地の有資格者か
 ら選ぶべきで、例へば東京の「クオーターマスターデポ」に納入する
 品物を東北關西等に送託することは、輸送の諸からするも愚である。
 し、却つて商工省のP.D.處理方法につき改善を要求し、又關東路遠を
 含む地方路遠に對しては、今後P.D.の輸出を遂行すると述べた。
 更に商工省側より、備後路遠のP.D.處理振りが迅速なのは、資材の手
 寫を考慮せざる爲であるが、難しだが、チエラルヴィ製造官は資材につ
 いては「フォアキーヤスト」を行つて居る筈である。今後「フォア
 キヤスト」は更に嚴重に行ふべしと述べた。から、石の範圍内におけ
 る資材の配給は、P.D.が中央路遠を越すると地方路遠を輸出するとを
 出せず、當然供給すべきであると命令した。

0164

一、長良川に第八軍幹部將校招待

七月中波早の節に第八軍幹部將校を招待する筈であつたが（第三聯
 既報）、悪天候の爲延期となり、結局九月十七日夜に招待した。

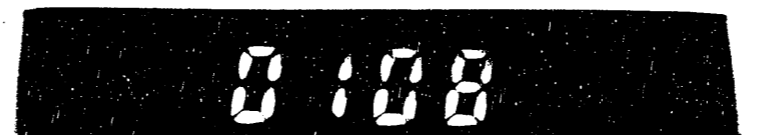
第八軍司令部幹部將校及びその家族二十名同日朝津津津進駐車列車で
 夕刻波早着、呂内省の好意に依る接待を觀賞、夜半近くの汽車にて波
 早出發十八日朝津津着、非常な好評であつた。給木局長夫妻が一
 行と行動を共にした。

二、歌聲伎に米軍招待

備後國際劇場では、九月下旬上旬五部一座の出演の機會に、進駐軍
 に對し歌聲伎紹介の目的をもつて、九月二十五日黨事務局の斡旋で米
 軍招待觀劇會を催した。當夜は在米米軍將校夫妻その他約四百名出席
 盛會を極めた。

三、文藝人形芝居に米軍招待

十月一日第八軍民間情報部王儲の下に、東京劇場をG.H.Q.並に第八軍
 將兵の爲に開放、文藝を觀賞せしめた。黨事務局では前記民間情報部
 と連絡、特に第八軍司令部高級文藝愛好者より来客五二十名を招待し、



局長... G.H. 氏... 九月三十日... H.Q. 氏... 九月... 十月... 十一月... 十二月... 一九四一年... 一九四二年... 一九四三年... 一九四四年... 一九四五年... 一九四六年... 一九四七年... 一九四八年... 一九四九年... 一九五〇年... 一九五一年... 一九五二年... 一九五三年... 一九五四年... 一九五五年... 一九五六年... 一九五七年... 一九五八年... 一九五九年... 一九六〇年... 一九六一年... 一九六二年... 一九六三年... 一九六四年... 一九六五年... 一九六六年... 一九六七年... 一九六八年... 一九六九年... 一九七〇年... 一九七一年... 一九七二年... 一九七三年... 一九七四年... 一九七五年... 一九七六年... 一九七七年... 一九七八年... 一九七九年... 一九八〇年... 一九八一年... 一九八二年... 一九八三年... 一九八四年... 一九八五年... 一九八六年... 一九八七年... 一九八八年... 一九八九年... 一九九〇年... 一九九一年... 一九九二年... 一九九三年... 一九九四年... 一九九五年... 一九九六年... 一九九七年... 一九九八年... 一九九九年... 二〇〇〇年... 二〇〇一年... 二〇〇二年... 二〇〇三年... 二〇〇四年... 二〇〇五年... 二〇〇六年... 二〇〇七年... 二〇〇八年... 二〇〇九年... 二〇一〇年... 二〇一一年... 二〇一二年... 二〇一三年... 二〇一四年... 二〇一五年... 二〇一六年... 二〇一七年... 二〇一八年... 二〇一九年... 二〇二〇年... 二〇二一年... 二〇二二年... 二〇二三年... 二〇二四年... 二〇二五年... 二〇二六年... 二〇二七年... 二〇二八年... 二〇二九年... 二〇三〇年...

九月三十日... H.Q. 氏... 九月... 十月... 十一月... 十二月... 一九四一年... 一九四二年... 一九四三年... 一九四四年... 一九四五年... 一九四六年... 一九四七年... 一九四八年... 一九四九年... 一九五〇年... 一九五一年... 一九五二年... 一九五三年... 一九五四年... 一九五五年... 一九五六年... 一九五七年... 一九五八年... 一九五九年... 一九六〇年... 一九六一年... 一九六二年... 一九六三年... 一九六四年... 一九六五年... 一九六六年... 一九六七年... 一九六八年... 一九六九年... 一九七〇年... 一九七一年... 一九七二年... 一九七三年... 一九七四年... 一九七五年... 一九七六年... 一九七七年... 一九七八年... 一九七九年... 一九八〇年... 一九八一年... 一九八二年... 一九八三年... 一九八四年... 一九八五年... 一九八六年... 一九八七年... 一九八八年... 一九八九年... 一九九〇年... 一九九一年... 一九九二年... 一九九三年... 一九九四年... 一九九五年... 一九九六年... 一九九七年... 一九九八年... 一九九九年... 二〇〇〇年... 二〇〇一年... 二〇〇二年... 二〇〇三年... 二〇〇四年... 二〇〇五年... 二〇〇六年... 二〇〇七年... 二〇〇八年... 二〇〇九年... 二〇一〇年... 二〇一一年... 二〇一二年... 二〇一三年... 二〇一四年... 二〇一五年... 二〇一六年... 二〇一七年... 二〇一八年... 二〇一九年... 二〇二〇年... 二〇二一年... 二〇二二年... 二〇二三年... 二〇二四年... 二〇二五年... 二〇二六年... 二〇二七年... 二〇二八年... 二〇二九年... 二〇三〇年...

五「オクタグラム」への奇襲
第八軍司令部「オクタグラム」に對しては、九月中編隊長の依頼に基き「郵便配制度」「郵便検査所」「米信」「部隊及高射砲部隊兵舎の歴史」「進駐軍同土民活動略」及び「日本の寶石」等の題目につき、夫々軍事事務局にて原稿を執筆の上、郵政上に提出した。

第六 報 告

一、第八軍司令部一時編隊

第八軍司令部「オクタグラム」中將は、陸軍省の命に依り、約二ヶ月の予定を以て、九月十五日夫人同伴出發歸朝した。給木局長夫妻は羽田飛行場にこれを見送つた。

司令官の一時歸朝中は、第九軍司令部 Major General Charles A. Ryder、第八軍司令部代官を命ぜられ、九月十八日仙台から着任した。

二、編隊司令部司令官の着任

駐朝 第九軍司令部新任の東京編隊司令部司令官 Col. Frederick B. Porter は、九月十九日前任地西貢陸軍部より東京編隊地区へ正式に着任した。

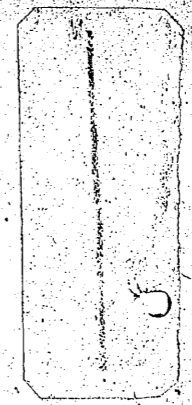
三、編隊司令部兵隊の着任

駐朝 第九軍司令部編隊兵隊長の着任には、Col. Edward R. Pennington が補せられ九月十九日就任した。

四、第八軍司令部公式訪問者

省警務連中央事務局次長新任の候補に山形次長と共に九月五日給木局長、通第八軍「アムケルバール」司令官を往訪した。向同司令官一時歸朝に先立ち給木局長は九月七日、十三、十四日、同司令官に會見した。

0165



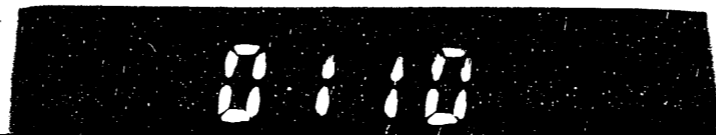
昭和二十二年十二月

Y L O 執務報告 第七號 二十二年十一月

終極連絡横濱事務局

0166

RA'-0115



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0167-1

目次

- 一 地方終連の機構改革
- 二 關東軍政部との連絡
- 三 戦犯裁判の邦人辯護士の報酬及び證人旅費調査
- 四 横濱戦犯裁判進捗状況
- 五 第八軍軍政部司令官の移動衛生度訪問

第二 経済

- 一 東京地方賠償協議会の開催
- 二 連合軍放出の廢品類處理方法の改善
- 三 關東地區の新炭輸送會社
- 四 横濱市の米國產總輸入許可申請
- 五 米軍政官の百合根購入斡旋
- 六 宮城縣青葉山返還申請問題

第三 教育

- 一 特別調達廳横濱支局
- 二 特別支局と地方終連との關係
- 三 調達命令處理致

第四 勞務

- 一 勞働問題講演式大討論會
- 二 十一月神奈川縣下爭議情況
- 三 横濱市實銀調査

第五 文化

- 一 第八軍司令官代理地夫妻を舞臺に招待
- 二 第八軍幹部將校を鴨嶽に招待
- 三 日刊新聞「オクダグラム」への寄稿
- 四 不肖山文化研究所との協力

RA'-0115

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0168-1

一、地方終連の機構改革
 本屆選については、中央終連の改組問題と並行して官基終連に於いて第八軍と折衝中のことは既報の通りであるが、執務報告第六號（昭和二十一年二月二十六日鈴木局長）同軍政部長「ビーズレー」大佐の求めにより、同部員次席「マツケルドニー」大佐及び同部員「ロンク」中佐列席の下に本題を討議した。その席上米側の意見を受けたが、これに第八軍々政部長が各地軍政「チーム」の意見を徴した結果に基くもので、これに依れば本地方終連の機構を米軍政部のそれと並行せしめ、附屬單位の終連より地方軍政部の終連及び軍醫軍政部の終連を経て第八軍々政部長として石方式の具体化につき中央とも連絡の上、日下米側と更に折衝を重ねてゐる。

二、關東軍政部との連絡
 關東八縣を管轄する關東軍政部とは其後引續き緊密な連絡を保つて管内に於いて軍政部司令官「スプリングル」大佐の希望もあり當事務局の主催により十二月四日東京飯館の同軍政部で八縣の軍政官及知事の出席の下に日米渉外事務連絡會議を開催する事になつたが、詳細は別途報告する。

三、刑罰裁判の邦人辯護士の報酬及び旅費の支給額調査
 十一月五日第八軍法務部辯護局長より刑罰裁判の開始即ち昭和二十年十二月以降本年九月末迄に日本政府より支拂つた邦人辯護士の報酬及び被告辯護人の旅費をケイス毎報告すべき旨命令があつた。右はSCAPより録下各部隊及各機關に對する占領軍費の決算報告指令の一部をなすもので、圖彙の部分を変更し上方へ調査方法として來た次第で、この種の記録は直接の監督機關（最近まで一たる兩便員局出張所にも、終戦處理費の支出官廳たる神奈川縣廳にも整備してないため、當事務局は石三官廳及び米側保存の領收書を基礎として徹夜算計整理の上期限の十日に平じて提出し得た。

石調査の結果は左の通りである。

ケイス	2100	延人員	222295000
辯護士	2176	支給額	156434838
證人	2543		378729838
合			

RA'-0115

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一、東京地方運送會の開催

(イ) 十一月十七日東京地方經濟安定局において一部幹事會を開いた。この席上東京財務局より顧問協議會に於て承認されたもの以外に更に十六業者を人札に加指名業者としたことに對し追認を求め、又各撤去梱包工事別の落札状況、工事の進捗状況、撤去用資材の人手状況の報告があつた。現在の處撤去梱包用資材の人手は充分でないが、關係機關の石炭急輸送措置によつて、工事は運合軍機要求の期日までには大体完了し得る見込みである。

(ロ) 十二月四日再び一部幹事會を開いた。

東京鐵道局及び關東海運局より十一月二十六日東京神奈川地區軍政部よりの緊急の命令により、運送業者と隨意契約を締結し、既に一部積出を開始したことを報告すると共に、右運送業者選定につき協議會の追認を求め、一部幹事會において之を追認した。

次に東京財務局より解体梱包工事の進捗状況につき報告があり、それによれば最近資材の人手も漸く順調となつて來たため大体積出期日までに工事は完了の見込みであるとのことであつた。

8 二、運合軍放出の物品類處理方法の改善

十一月六日東京神奈川地區軍政部係官より口頭をもつて、運合軍放出物品類の處理に關し、現在の組織は物資が積流れし、ガソリンの消費も過大であり、又日本政府に歸還すべき収益の多くが業者の所得となつてゐる等の缺點がある故、之を改善すべき旨指示された。よつて當局は縣廳と協力し、^{現在}廢品蒐集人を統合し事業を調整する案を研究中であつたが、最近に至り現在の七十餘名の業者を地位別に協會社に統合する案につき、軍政部の同意を得たので、大体この案により統合を實施することとし、手続を進めてゐる。

三、關東地區の新炭輸送開始

十一月十八日關東地方軍政部より富事務局に對し、最近關東地區各縣に新炭の滞蓄が多量に見受けらるが、右を至急輸送すべき旨の指示があつたので直に東京鐵道局につき急荷を採取すると共に、石炭送方緊急措置すべし旨田入れ、その結果を關東地方軍政部に報告した。

四、積濱市の米穀輸送輸入許可申請

過般貿易便所として來朝したハワイ、ホムル市神岡松太郎氏より去る

0170

十月本邦籍糧改良の爲米國海陸一〇〇羽の寄贈田人を受けた横濱市に於いては、石に對する聯合軍當局の輸入許可取付万當事務局に依頼して來たので、早速東京神奈川軍政部に對し十一月十四日附をもつて石河市長の申請書添附石輸入實現斡旋方を依頼して置いた。

其米軍政官の百合球根輸入斡旋

仙台地廳のD級官オースチン氏より東北終連事務局を通じ、米國へ送る爲に女由合 (Luluana Pelelani) 球根輸入し居る趣をもつて、植民地の照會に接したので、當地横濱植木株式會社に連絡、内地横濱海軍第一八團の馬場一團當り一圓町九圓を回致したところ、先方より一五〇個輸入の申込があつたので早速根木會社から一五〇万手配した。

青葉縣青葉山軍用地返還申請問題

本年六月中旬長官官廳折衝より青葉縣青葉山軍用地の再接收取止めを第八軍へ折衝万取願があつたので、七月三日附をもつて本件用地は一八四六年三月呂城軍政部より進駐軍採留の一部を除き其の耕作許可を得て現在四十余世帯の人権を見て居るか、本年三月聲添現地で業者が地蔵を開始したので事情を請へると進駐軍の意向を伺ふことが判

明した。依つて直ちに長官官廳より進駐軍當局に右地域の日本側への正式返還を願情したか、許可されず、現地農氏はその將來につき不安に覺かれて居る旨を請へて第八軍當局の好意ある配慮を依頼して置いたところ、十一月六日附をもつて第八軍司令部より、青葉山軍用地は依然進駐軍に於いて必要とするので、現地農氏に開墾を許した地域の農耕は繼續してもよいが、石地城が日本政府へ返還される迄は現在以上の開墾は許されないと回答があつた。

RA'-0115



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

一、特別調達繼續横濱支局

特別調達繼續横濱支局は前千葉縣知事廣橋真光氏を局長とし幹部職員は復
興院特別建設局横濱出張所、神奈川縣建設部第二課（特別建設課）の外
務課、渉外課及交際官國領支部の職員中より略々八選を終り日下華
務開始の準備中であるが之に對し最困難なる問題は事務所用ビルデング
の入手である。

電務局として米第八軍司令部に對し接收ビルデングの解除方を交渉
して居るが横濱米第八軍司令部の所在地にて住居部も多く使用可能
の建築物件殆ど全部接收せられて居る事情であるが今日迄未だ適當な
物件が得られない。

又つて決定の期日に事務開始の困難であるをも測れない次第であるが
設置準備事務は依然横濱建設課及神奈川縣建設課各課により滞りな
く進められて居る。

二、特別調達支局と地方終達との關係

特別調達繼續横濱支局の關係も近しいものがある十一月二十九日河崎支局長
以下鐵見設置支局長と同進米第八軍軍政部調達課長スノツドラス中佐と
本問題に關し談合を行つたが其際河崎中佐は軍政部當局として付録が出
た以上何處迄も之を渡け且之に仕事をさせ、關係なる設置の進捗を行つ
てゆき難い立場であるが之がため設置に關し横濱終達との連絡を疎遠に
すると謂ふ考へけ毛頭もないのであつて終達と復興院が現事務機軸たる特
別調達繼續を資金、監督すると云ふ無難である以上從來進捗支局が出来た完全
なる事務の遂行が出来るとは神奈川縣下に於ける事務は引續き横濱終達
に於て調整應せられんことを望むものであるとの趣旨の説明があつた

三、調達命令處理

十一月十中當務務局長設置法が廢止したP、Dの種別及件数に左の通りであ
る。

種別	件数
P D 種別	件数
J P N O	三三
C E	一
J P A B	一八
計	五二

0172

四土地建物の接收
十一月中土地建物の接收状況は左の通りである

(一) 新に接收せられたもの

A 地 三件

B 地 一件

(二) KINGSの書換によるもの

A 地 八件

B 地 五件

(三) 家族住宅可成追加一件

(四) 返還
A 地 三件

第四 労働

一、労働問題講演式大討論會

東京神奈川軍政部主催、労働省、神奈川縣協力の下に、十一月二十日、横浜高等工業学校後講堂において開催された。

本講演會に於いて「労働問題」特に労働組合と経営について、「と題して、G.H.U.経済科学部労働部長ウイルソン女史より、「労働教育について」と題して、G.H.U.経済科学部労働部長ジョン・ハロルド氏より夫々米蘭と日本との現状を比較対照し、愚案に多々の感説を與えた。

午後の討論會に於いては、「労組の青年部のあり方」「産業合理化と失業防止」「労働組合教育専門役員の必要性ありや否や」等につき、前記二氏との間に討論あり、盛會をきむめた。

二、十一月神奈川縣下争議情況

賃銀補上げを迫つて争賃闘の小紛争は、依然として今月も縣下各地に見受けられるも、争議行動を伴つてゐるものは、現在川崎の特殊製鋼株式會社のみで、その要求内容け手取平均月四千圓である。

十月中よ、持ち越した。日本電氣株式会社、玉加同製作所、日立製作所、戸

0173

夫々手取月収平均三千五百圓及び三千六百一〇圓を以つて自主的に解決せられた。
又現在地方労働委員会に提訴、懲罰中のものけ、大和産業北ドック従業員、デイトゼル自動車鶴見工場、日吉 Trade School 及び林鐵工所の不當解雇の件、國政廳府津支部労働協約締結の件、及び東亞産業の退職金支拂の件等である。

三 横濱市買銀調査

横濱市商工會議所調査に依る市内百二十九工場労働者四萬五千六百人の平均十月分給與は、職員男子二千九百六十四圓、女子千二百十六圓である。着男子二千五百三十六圓、女子千二百十六圓である。

十月中の増徴率が五分強で、前々月迄の二割に比し著しい低減を示して居るのけ、企業経営困難と假託に抑えられた給與引上の行詰りを端的にあらけして居る。奉養別に見た平均給與は、最高ガス電氣事業で九月男子職員四千五百圓、労働者三千五百圓で、印刷製本、食品、金業、化学これに次ぎ、紡績業の男子職員二千圓、労働者千六百十圓が最低である。

個人給與の最高は、機械器具修繕の職員一萬一千二百圓、金業製糖労働者の一萬四百圓である。

第五 又 比

一、第八軍司令官代理夫妻を舞臺に招待
十一月一日、宮内府及總立博覧館か上野公園の總立博覧館で進駐軍の爲に舞臺の催を行つた際、鈴木局長は第八軍司令官代理堀「ライダ」少将夫妻と共に列席之を鑑賞した。

二、第八軍幹部將校を鴨嶽に招待
十一月九日、宮内府の好意により第八軍幹部に八軍軍政部の幹部將校夫妻約三十名を千葉縣新濱の鴨嶽に招待して款を交へた。

三、日刊新聞「オクダグラム」への投稿
第八軍日刊新聞「オクダグラム」に對しては當事務局長が續々之が編輯に協力して居るか本月中「日本タイムス」の沿革「明治館に申し」日

本皇室結婚式「軍艦津浦線の出産」等の諸趣旨に付き當事務局長執筆の原稿を提供して掲載を見た。



大宮山文化研究所との協力

横濱市外大宮山にある大宮山文化研究所は、別不便呼上貞二氏の指導の下に文化問題の研究を續けて居り、當事務局としても之と連絡協力をしている。十月二十八日、同研究所では、同日、理事會の英留代表として、最近「マクマホン・ポール」氏に代つた、候補人「シヨウ」氏及其の補助者「ジェームソン」を、函での午後會があり、局長之れに列席した。

△0174

RA'-0115

0120

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan